

発行所〓社会通信社 発行人〓滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsuushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替〓〇〇―〇〇―九―五八四三一 労金〓中央労金本店No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

国家の暴走と責任について

原野人：2

関電 2ヵ月前倒し再稼働を許すな！

稲村 守：4

― 7月24日「老朽原発・美浜3号うごかすな！ 現地全国集会」―

社会党・社民党への挽歌

：4

― 大分県大野平和運動センターの解散について―

泊原発 運転差し止め札幌地裁判決

佐野 周二：11

― 津波対策「基準満たさず」廃炉は認めず―

読者からのおたより

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

◇本の紹介◇

原野人著『牙を抜かれたマルクス主義

― 斎藤幸平とマルクス・向坂・資本論』

時潮社 東京都板橋区前野町4―62―15

FAX(03)59704030

URL <http://www.jichosha.jp>

刊旬 社会通信

NO.1364

二〇二二年七月一五号

二〇二二年七月一五号発行
(毎月一日・一五日二回発行)

国家の暴走と責任について

福島第一原発の事故における避難者の四つの集団訴訟でも、国家には何の賠償責任もないと最高裁は判決した（6月17日）。

今日の国家は独占資本が労働者国民を支配し、できるだけ多くの剰余価値を吸い上げ、利潤を蓄積するための階級支配の機関であることが改めて明らかとなった。最高裁も階級支配の国家機関である。「三権分立」などといっても、いずれも独占資本のための機関である。

11年前に以前から予想された大津波への対策を怠っていたことばかりではない。

この地震列島に原発を造ること自体が無責任極まりないことであった。中曽根康弘首相以来の自民党歴代政権の責任は限りなく重い。通産省をはじめ関係省庁幹部の責任も重い。9電力や三菱や日立や東芝や建設大手等の利潤のためにしてきたことであり、自民党の歴代首相や通産大臣などの責任は極めて重いにもかかわらず、責任を問われることはない。

今はまた日銀（これも国家機関）の円安・ドル高政策によって、石油や天然ガス等が暴騰していることにかこつけて、原発の再稼働促進に腐心する。

県都にある中国電力島根原発2号機も再稼働させられる。

とくにひどいのは稼働45年になる関西電力美浜3号機である。かねて原発の設計年数は30年とされ、定期点検等の停止期間を含めて長くとも40年には廃炉とすべきとされていた。原子炉圧力容器は新しいうちはかなり低い温度まで粘り気を持って、いるが、稼働による中性子の照射によつて粘り気を失い、脆性遷移温度はシフトして、より高い温度でも粘り気を失ってしまう。つまり破裂（脆性破壊）しやすくなる。高圧で運転する原子炉を稼働40年を超えて再稼働させるなど断じてあつてはならないことである。

美浜3号機は昨年6月に再稼働し、10月にテロ対策のための施設が未完成のため停止したが、今年10月20日に運転再開予定としていたものを、2か月前倒しして8月12日に再稼働すると決定した。

すでに稼働中は関電高浜4号機、大飯3号機、九電川内1号機、四電伊方3号機と4機もあるうえに、新基準に「適合」とされているものは、関電美浜3号機に高浜1、2、3号機、大飯4号機、九電川内2号機、玄海3、4号機、中国電力島根2号機、東電柏崎6、7号機、日本原電東海第二、東北電女川2号機の13機もあり、あわせて17機もある。

国家はこれらを速やかに稼働させようと促す。高騰する石油や天然ガスを節約するために、二酸化炭素の排出を減らすために、と。

独占資本の利潤を労働者国民の命の上に置く自民政権の国家らしい事態である。

極めつけは風力発電開発に対する妨害である。

全国の送配電網は9電力が完全に独占していて、風力発電事業者による開発はテナポが遅すぎるとはいえ、それでもようやくあちこちに計画、建設されるようになった。ところがこの風力発電に対し、ミサイルなどを感知する自衛隊のレーダーの邪魔になるからといって、防衛省が風力発電事業者に計画の変更を迫っている。政府が設定した洋上風力発電の「有望な区域」の一部にさえ設置しないという介入が始まっている。

風車の回転は人間に有害な周波数の音波を発生する。これは人の生活圏から距離をとることで解決できる。洋上風力であればこの問題の解決は容易である。

時には小生のような間の抜けた鳥がいて、風車に突っ込んでしまうこともあるらしい。痛ましいとはいえ、焼き鳥を食す人も多いのだから、大目に見てもよいのかねてから強調しているように洋上風力こそ自然エネルギーの中心に据えるべきものであり、日本では洋上風力発電だけで必要電力のすべてを賄うことも難しいことはない。

「ミサイルなどを感知する自衛隊のレーダーの邪魔」になる風力発電は取りやめれば、死の灰の飛散は防げるのだろうか。

どんな優れたレーダーを設置してみても、日本列島に17基地、廃炉や建設中を含め50機に近い原発が、いざ開戦となったら、どこかのミサイルや空爆や艦砲射撃を十分に防ぐことができるなどのんきに考えるほど愚かなことはない。

東海再処理施設に貯蔵される高レベル放射性廃液でなくとも、各地の原子炉格納容器が破壊され、圧力容器も破壊され、冷却系も破壊され、メルトダウンが起こり、あるいは使用済み核燃料プールも破壊され、水素爆発や水蒸気爆発が起こっただけでも、どれほどの労働者国民の命と健康が奪われてしまうことか。

すべての原発の無条件停止と各原発の適切な即時廃炉処理と、いかなる参戦も阻止することこそが不可欠である。

日本の労働者国民にとって必要なことは、日本政府によるいかなる開戦、参戦、戦争支援にも軍備拡張にも反対すること、近隣諸国政府の挑発にも乗らせないことである。

そのためには労働者が職場での闘いを拡充して労働組合を階級的に強化し、いかなる戦争にも戦争準備にも反対する社会主義政党を大きくすることが不可欠である。

諸国の労働者国民に連帯して団結を強めながら、諸国の独占資本とその支配政党と闘い、孤立させること、この闘いを通して日本にも諸国にも反独占資本の政権を、さらには社会主義政権を樹立することが、我々のとるべき基本的な立場であり方針である。

(原 野人)

関電 2カ月前倒し再稼働を許すな！

1 7月24日「老朽原発・美浜3号うごかすな！ 現地全国集会」

2022年6月18日、大阪うつぼ公園で「5・29老朽原発このまま廃炉！ 大集会 in おおさか」を2100人参加で開催した老朽原発うごかすな！ 実行委員会は、実行委員会議を大阪市内で開き、5・29集会総括と老朽原発・美浜3号廃炉に向けた闘いを決定した。

関西電力は私たちの大集会の高揚など反対運動強化と大阪地裁での美浜原発3号機運転停止仮処分決定を恐れ、10月下旬再稼働予定を、6月10日に突然8月初旬へと2カ月半も前倒しすると発表した。

これは昨秋たった3か月の営業運転をしたことに続く2度目のアリバイ再稼働を確保しようという悪あがきであり、「実はテロ対策工事は済んでいた」という不遜極まりない発表を伴い、姑息な手法と言わざるを得ない。

これについて実行委員会としては5・29集会までの各地・各団体の取り組みを総括して集会・デモ行進の反省なども鋭意協議を深め、7月24日（日）美浜現地で再稼働反対の集会・抗議行動・デモを全国集会として開くことを決定した。正午に美浜原発が望める岬である菅浜「弁天崎」で抗議集会とデモを行い、その後関電原子力事業本部前に移動して美浜町内デモも実施する。

運転開始後45年越えの老朽原発・美浜3号機は昨年のおわずか3か月間の営業運転中にも2度もトラブルを発生させ、「法律違反の40年越え老朽炉廃炉は絶対だ」との地元の声は、これを許可した原子力規制委員会を含め関電へのいい加減さへの怒りは日増しに強まっている。

（老朽原発うごかすな！ 実行委員会連絡先・木原壮林 TEL 090-1965-7102）

（原発のない社会へ2022びわこ集会実行委員会・稲村守）

社会党・社民党への挽歌

1 大分県大野平和運動センターの解散について

情勢

世界が新型コロナウイルスによるパンデミックに見舞われて3年目を迎えました。この間、国内では、子どもたちの入学式や卒業式をはじめ体育祭や修学旅行などの行事が中止され、地域では、伝統行事や記念イベントが軒並み中止されました。

国民に自粛生活を押しつけておきながら、日本政府は理解不能な「安心安全論」を振り撒き「東京オリンピック」を強行開催しました。この過程で明らかになったのは、オリンピックが決して国民やアスリートのためにあるのではなく、国内外の利権に群がる者たちのためにある「偽善と欺瞞の祭典」であったということです。

権力に個人や社会生活の自由を制限する権利を与えれば、それは間違った方向に加速する恐れがあります。個人の生活を細かに追跡するシステムや市民団体の活動を規制する法案がいったん確立されれば、権力に都合の良い他の目的のために無制限に悪

用されるでしょう。

それは、ロシアによるウクライナ進攻（侵略）行為に対して、政権与党自民党や維新の会などの発言に顕著に表れています。彼らは、この進攻を利用し「核兵器保有論」や「憲法改正」の主張をここぞとばかりに展開しています。

現在、日本の経済力や労働者の賃金形態は、先進国の中でも最低の水準まで落ち込んでいます。国力を加速度的に衰退させながらも、政権与党の保身と一部大企業の現状利益だけを大切にする貧相な国家になっています。

こうした国家の権力構造に対して、野党の無力は目を覆う状況です。2021年に実施された衆議院選挙において野党は完敗しました。「森友・加計・桜」と不正にまみれた安倍政権。それを引き継いだ菅政権は、コロナ対策で失政を重ね国民から見放されていたにも関わらず、野党が敗北した原因や問題は根深いものがあります。

一方、日本の労働運動は、時代が進むにつれて大きく形骸化してきました。1990年以降の労働運動は、大組合の既得権益だけを擁護する体質を露わにしました。

非正規労働者があふれ雇用破壊が進む社会をよそに、労働組合は政財界との関係を重視する方向に舵を切ったのです。衰退する日本社会の背景には、このように矛盾した野党と労働運動の実態があることを私たちは自覚しなければなりません。

地域共闘運動の歴史

日本国民は、軍国主義の国家が第二次世界大戦において敗北した戦後の混乱の中で、それまで縁のなかった「民主主義」を与えられました。日本にも戦前から独自に民主主義を求め、弾圧されても頑張り続けた少数の良心的な活動家や政治家が保守・革新を問わず存在していました。

その人たちと敗戦によって目覚めた国民の中から、大衆組織としての労働組合が再結成されました。当然、再び権力が暴走しないことを目的とした健全な野党と政治家も誕生していきました。戦後の日本では、平和と民主主義を基調に据えた労働組合や政党をゼロ視点で構築することができたといえます。

大野地区平和運動センターは、1953年3月に大野地区労働組合評議会（略称地区労）として結成されました。中央組織は日本労働運動総評議会（略称総評）であり、地方レベルでは大分県労働運動評議会（略称県評）です。

地区労結成から現在まで67年という長い歴史を持つ共闘組織です。発足当時から労働運動はもとより、護憲や平和、民主主義を追求する運動を積み重ねてきました。また、地域住民と繋がりを深めるため労農・労商提携を進め「国民春闘」を確立しました。社会全体の生活向上に取り組むことで総評運動は、国民から一定の市民権を得ていました。

さらに政治闘争も積極的に展開し社会党（当時）との支持協力関係を構築し、中央、地方に多くの議席を獲得してきました。私たちの運動が、政府や財界の一方的な政策変更や労働者への弾圧を抑止し、平和憲法と国民生活を守ることに少なからず貢献してきたことは事実です。

労働戦線統一に伴い混乱した政治闘争

しかし、年を重ねるごとに歴史ある地域共闘の運動実態は、形骸化し衰退していきましました。それは、政治闘争の結果に顕著に示されています。特に私たちと支持協力関係にあった社会党の衰退過程をみれば明らかです。

1958年～1993年まで、社会党の国会議員は衆参合わせて最大で166議席、最低でも70議席を有していました。しかし、現在、社会党は消滅し存在していません。この社会党が消滅する過程にこそ、私たちが現在直面している組織的矛盾が凝縮されています。

1980年代後半に中曽根政権が強行した「臨調行革」路線によって「三公社五現業」は民営化されました。その過程で労働運動の歴史的な大転換となる「労働戦線統一」の流れが労働界に作られました。

89年に総評、全日本労働総同盟（略称同盟）、全国産業別労働組合連合（略称新産別）、中立労働組合連絡会議（略称中立労連）など4つのナショナルセンターが解散し統一することが確認され、1990年、唯一のナショナルセンターとして日本労働組合総連合会（略称連合）が結成されました。この流れは、労働者から自発的に起きたものではありません。

当時の中曽根政権と財界主導で労働運動の再編が模索されたのです。時の政権と財界が労働運動に介入する形で「連合」組織は作られたのです。

その結果、連合では社会党と民社党を支持する組合が競合する矛盾を抱えることになりました。

総評系組合員は連合と平和運動センターに二重加盟

90年当時の日本には、与党自民党に対して野党は社会党、民社党、公明党、共産党の5つの政党しか存在していませんでした。連合に統一されたとはいえ、総評加盟組合と同盟加盟組合では、日常的に職場における組合活動や政党支持で対立関係にありました。こうした諸課題が未解決のままに連合組織は出発しました。従って連合内では、政治闘争について「産別自決」という各組合が個別に政党支持の選択することを容認せざるを得ませんでした。

大分県でも統一に伴い連合大分が発足しました。例にもれず政党支持の問題は解消できませんでした。大分県評は、解散したものの社会党の支持継続を理由に3年間と時限を設定し「大分県評センター」（略称県評センター）を設立しました。3年後に問題解消に至らず、さらに5年の時限を設定し「大分県平和運動センター」（略称県平和センター）と名称を変えて現在に至ります。

私たちの組織は、1995年に大野地区労働組合評議会から大野地区平和運動センター（略称大野平和センター）に名称を変更し現在に至ります。総評系の組合は、この間、連合と平和運動センターに、二重加盟することとなりました。

政権与党が分裂・8党連立の野合政権

93年以降、中央政界では与党の分裂に伴う新党設立が相次ぎ、混乱しました。戦術如何では「政権交代のチャンス」ととらえた野党陣営では、後に「野合」と呼ばれた「大連立」が実行されました。

91年に自民党から分裂した小沢一郎氏が「新生党」を立ち上げ、93年に「新進党」と名称を変更しました。同じく自民党から分裂した武村正義氏が「新党さきがけ」を立ち上げました。また元熊本県知事の細川護熙氏をトップに据えた「日本新党」など、自民党の分裂再編が起りました。

93年に実施された衆議院選挙では、野党であった社会党・公明党・民社党・社民連・民政連は、自民党から分裂した新進党・新党さきがけ・日本新党など8野党が合同して国政が争われ政権交代を勝ち取りました。細川護熙氏を総理大臣に据えた「8党連立政権」が誕生し、自民党は1955年の結党以来、維持してきた政権与党の座から下野することとなりました。「打倒自民党」をスローガンに掲げてきた私たちにとって、その目的を達成したかのように思われました。しかし、その後の経過を顧みれば、全くかけ離れた結果となりました。政治理念や政党としての歴史はもとより、考え方が違う者たちが「野合」しただけの政権が長続きするはずはありません。

細川8党連立政権は、わずか1年で空中分解し自壊する短命政権となりました。

総てを壊した「自社さ」政権の大罪

1994年、私たちはもとより、多くの国民が耳を疑う政権が発足しました。それは、私たちが支持してきた社会党が、政敵である自民党や新党さきがけと連立を組み「自社さ政権」を発足させたことです。さらに総理大臣に、当時社会党委員長であった村山富市氏を据えました。

この「村山政権」は、私たちが長年積み上げてきた運動の歴史や組織に対して、取り返しのない決定的ダメージを与えることとなったのです。村山内閣では、これまで社会党が反対してきた自民党の政策の総てを認め正当化しました。同時にそれは、私たちが運動の中心に据え大切にしてきた「理念と目的」を全否定したことを意味します。「自衛隊」・「日米安保」・「沖縄の基地存続」・「原発」・「消費税」・「小選挙区制度」等々の問題が、村山政権によって合憲・容認されたのです。「自社さ」政権は、1998年まで4年間続きました。しかし、社会党は、世間から信用を失い大量の議席を失いました。さらに分裂などにより議席数が衆参で15名の少数政党になりました。その後、96年に社会党は解散し「社民党」と名称を変更しました。

現在は、元党首の吉田忠知氏や元幹事長の吉川元氏が「立憲民主党」に分裂合流するなどし、国会議員は衆参各一名となり政党要件を失う諸派扱いの政党となりました。

「自社さ」政権は、私たちが望んだ政権ではありません。ましてや国民的に求められたものでもありません。権力を失った自民党が復権するために、当時の社会党に様々な利権を約束し秘密裏に誕生した政権です。世間からは「利権と大臣病に取り付かれ本質を忘れた社会党」と揶揄されました。

現在、労働運動が衰退し野党が信用されない根本的な原因の総ては、この政権から始まったと言っても過言でありません。このような国民不在の悪政に加担した社会党

の中心に、村山富市氏が存在していた事実を私たちは忘れてはなりません。

権力闘争で自滅した民主党

社会党に代わり野党第一党となった「民主党」は、1998年に旧自民党の新進党や新党さきがけ、社民党を分裂した議員や民社党議員等で結成されました。2009年に実施された衆議院選挙において、細川政権や村山政権とは違い、民主党は国民から政権交代を期待されて勝利しました。鳩山由紀夫氏を代表に据え「民主党政権」が誕生することとなりました。

しかし、民主党政権内では、発足直後から人目もはばからない権力闘争が繰り返されました。3年で3人の総理大臣（鳩山由紀夫・菅直人・野田佳彦）が変わる不安定政権の姿を露呈させました。

民主党政権下で、東日本大震災が発生し福島原発事故の大惨事が起きました。震災対応につまずく政権内では、国民に公約した政策をよそに、議員各自が好き勝手に政策論争を展開し、権力闘争に明け暮れました。その結果、国民から愛想をつかされた民主党政権は、わずか3年で崩壊しました。

活かされない教訓・止まらない離合集散

8党連立の「細川政権」が、野合と呼ばれ短期間で崩壊した事実。権力を持った瞬間に主張を180度転換した「村山政権」と社会党が崩壊した事実。その教訓は、全く民主党政権でも活かされませんでした。

民主党は、「党名を変更すれば支持が回復する」と国民感情を軽視し2016年に「民進党」と改名し、「維新の党」と合流しました。さらに2017年には、現東京都知事の小池百合子氏が率いる「希望の党」に、民進党の全議員が「無条件」に吸収合併される道を選択し解散しました。

しかし、小池氏から「考えの違う議員は排除する」と排除された者たちで立ち上げたのが現在の「立憲民主党」です。また希望の党が瓦解した後の残党が「国民民主党」です。

ぶれ続ける野党の姿を見て、多くの国民は、あることに明確に気づきました。それは、「細川8党連立政権」、「自社さ政権」での社会党、現在の民主党を構成するほとんどが、同じ体質を持つ同一メンバーであることです。都合よく政党を渡り歩き、政党名を変えるだけでは、同じ失敗を繰り返すことは当然であると気づかれたのです。

したがって国民世論は、「野党は信用できない。二度と政権を持たせてはいけない」、「野党に政権を任せるくらいなら自民党政権が永久に続いたほうがまし」という強烈な「反野党」の感情を定着させました。野党は自ら「政権交代」のチャンスを将来的に放棄したのです。

国民感情は、それ以降の世論調査でも明確に数値化されています。この国民感情が変わらない限り、政権交代は二度と起きません。

大分県平和運動センター・社民党大分県連の機能不全

こうした状況下で、豊後大野市で実施された2007年・2011年の統一自治体選挙や2009年・2013年・2017年に実施された豊後大野市長選挙において許されざる事象が発生しました。

大分県平和運動センターや社民党大分県連は、私たちの推薦候補を支持せずに対立候補を支持する妨害行為を繰り返したことです。本来、地区センターや単産の決定に基づいた要請に対しては、真摯に議論を重ね県レベルは、地区センターの要請に応えなければなりません。

前記の選挙戦においては、地区センター加盟の全組織が推薦決定しているにも関わらず、県センターや社民党県連は一部役員の個人的判断によって、平然と相手候補を応援するという信じがたい選挙妨害と組織介入を繰り返しました。

中央レベルの組織や政党が本来の姿を忘れてしまったように、大分県レベルも同様であり、すでに正しい判断ができない機能不全な組織に落ちぶれたと言わざるを得ません。私たちは、このような反組織的行為に抗議し2017年以降、社民党との支持協力関係を解消し現在に至っています。

地域共闘として私たちは、この間の労働組合や野党の在り方に対して問題提起を続けてきました。それは「労働組合や野党は、時勢に流されず変わらぬ理念と方針に基づき一貫した運動を展開すべきである」という原則的な提起でした。しかし労働運動や野党の実態が、改められることはありませんでした。

大衆不在の労働運動が行く末は

現在のナショナルセンター連合では、代表が白昼堂々と自民党幹部や財界幹部と懇談する姿がマスコミを通じて発表されています。その姿から国政選挙における連合の政治方針は、自民党や財界と同調し決定されているのではないかという疑問を招いています。

労働界では、指導的立場にある者ほど現場労働者の声に耳を貸さず、権力構造に組み込まれ保身に走ります。現場労働者の切実な声は、権力に届く前に自らの組織の中で消散しているのが実態です。

こうした労働組合の姿は、世間から「労働貴族」と揶揄され、社会的信頼を損ねているのです。その姿は、戦前に国民統制のために作られた「産業報国会」を彷彿させます。日本の労働組合組織率は16%程度です。圧倒的多数の未組織労働者の実態とかけ離れ、権力と同調する労働運動が社会的信用を得られるはずありません。

戦後77年を過ぎた今日、社会における労働組合の存在意義は、組織率と比例し薄らぎ後退を余儀なくされています。物事や組織及び運動体などは、ゼロ視点から構築することは簡単ではありませんが、あらゆる可能性を持ち期待を抱くことができます。したがって大同団結する体制が構築される要素がふんだんにあるといえます。

しかし、現在の労働組合は、積み上げてきた歴史的財産と基本理念を放棄しながら三十数年もの時間が経過してしまいました。そのような組織の状況を改善し本来の正常な姿に戻すことは、残念ながら困難であると判断しました。

幹部独走・閉口する大衆

歴史ある労働組合や政党が変節するときには、決まった方程式があります。それは、大衆の声を無視した時の幹部が「保身」や「利権」のために権力と一体化して組織の「体制化」を実行することです。

最初は多くの組合員や党員が疑問を抱き抵抗します。しかし、職場や生活権を人質に取られ、分裂させられ少数派を余儀なくされます。やがて多くの人は「言っても無理」、「やっても無駄」というあきらめの境地に立たされ口を閉ざします。

この風潮が蔓延し定着してしまった時間が長いほど、その組織から良心的な意見や改革的なエネルギーが発生することは困難になります。現在の日本社会は、中央から地方まで総ての組織体が、この空気に包まれています。とりわけ労働組合と野党の現実、は、末期的と言わざるを得ません。

現状での結論

現在の労働運動や野党実質を改善するためには、仮に少数になったとしても粘り強く組織の中から声を上げ続けることが大切です。その論理は、正論であり否定できません。私たちは、常にそのことを念頭に置いて、この数年間、平和運動センターの存在意義について率直な議論を積み重ねてきました。

昨年開催した第27回定期大会において、多くの先輩諸氏が苦勞して築き上げた歴史ある町労評組織の解散を決定しました。議論が深まるほどに地域共闘組織の維持と運営における困難性が浮き彫りとなりました。

正論が通用しなくなっている現実の中で、実態の伴わなくなった平和運動センター組織を維持し続けることは、逆説的に現状を追認することを意味します。いくら正しい方針を掲げても実態を伴わない組織は、「存在悪」になりかねないとの結論に至りました。

協議事項として、2022年に開催予定の第28回定期大会において平和運動センターの「解散方針」を提案します。

おわりに

私たちは、短絡的に平和運動センター組織を解散することは、敗北主義であり権力を利することを自覚しています。解散後は、現在の平和運動センター役員及び主要産別の役員、さらに政治連盟懇談会に所属する議員（議員経験者）及び平和運動センターO B会と一定期間の協議を継続します。

そのうえで2023年12月を目前に、新たに大野地区の総ての人を対象にした組織の再建を目指します。再建される新たな組織は、従来の労働組合と組織的・財政的関係を整理したうえで検討します。また県や中央組織との関係、政党との関係も整理しゼロベースで議論することとします。

再建される組織は、運動の基調には、反戦平和と民主的な社会の確立を据えた大衆組織を目指し名称を含め検討していくこととします。

（赤峰 正俊）

泊原発 運転差し止め 札幌地裁判決

― 津波対策「基準満たさず」廃炉は認めず ―

北電泊原発（後志管内泊村）は、安全性を欠くとして、道内外の約1200人が廃炉や運転差し止めを求めた集団訴訟の判決が5月31日、札幌地裁でありました。

谷口哲也裁判長は住民側の訴えを一部認め、北電側に泊原発1～3号機の運転差し止めを命じました。（北電は2日、札幌高裁に控訴。原告側も控訴方針）

2011年3月の東京電力福島事故以降、原発の運転差し止めなどを求める訴訟（仮処分を除く）で住民側の請求が認められたのは4例目。

原告は2011年11月に提訴。訴状では、泊原発で地震や津波による放射能漏れ事故が起き、原告の生命や身体などの人格権が侵害される具体的危険があるとして、①運転差し止め、②原発で保管中の使用済み核燃料の撤去、③廃炉―を求めている。

「判決骨子」▽北電泊原発1～3号機を運転してはならない ▽津波に対する安全性の基準を満たしていない ▽北電の立証終了時期の見通しが立たず、審理継続は相応でない ▽廃炉まで必要な具体的事情は見いだせない ▽使用済み核燃料の危険性は認めるが、原告側の撤去請求は棄却

「順当な判断」喜ぶ原告 原発のない北海道への第一歩！

市川守弘弁護士団長は「危険だから稼働はやめてほしいという素直な思いに沿った判決だ」と評価。

泊原発から7[＊]先の岩内町に住む原告団長の斉藤武一さん（69）は「苦労も多い10年だったが、裁判長は私たちの声を受け止めてくれた。」「原発のない北海道への第一歩だ。喜びたい」と話しました。

原告団長の斉藤武一さんは、2015年5月16日の「さよなら原発！新得集会」（共催…新得平和運動フォーラムと当会）で、原発紙芝居『目に見えない汚染と泊原発』の講演をしております。

〔記者会見〕

市川守弘（原告弁護士団長） 分かり易い判決。従来の判例から北電側が安全を主張・立証しなければならぬ。伊方（原発）の行政訴訟から民事訴訟の流れから全国の裁判所の枠組みとして確定している。提訴から10年経って裁判所はこれ以上待てないと判断。裁判所としては当然の判決。規制委員会に北電が変更許可申請するのが通常2年くらい。北電側は規制委員会の要求に答えてこなかった。

裁判所が代わりに答えた判決だろう。細かい部分では不満が残る。大きな部分では再稼働は認めないと判断したことは評価。

菅澤紀生（原告弁護士事務局長） 30キロ圏の44名の原告には1、2、3号機の差し止めを認める判決。その他の圏外人は棄却。使用済み核燃料を撤去も棄却。廃炉につい

でも棄却。主文は30⁺圏内の人に1、2、3号機を運転してはいけないという判決。理由は津波について防護施設がない状態。福島第一原発事故後に北電は新たに防潮堤を造ったが、規制委員会の審査会の中で液状化する危険があるという指摘が出てきた。

北電側は津波に対して明確な主張をしてこなかった。先送りしてきた中で結審。何故30⁺圏か、北電に安全性の立証責任をせよという枠組みになっている。250⁺圏まで行くかどうかは原告側が危険性の合理性を立証せよとのニュアンスで、合理性を示す証拠がないと我々の請求が棄却された。

国の防災計画で30⁺圏内の住民に健康被害が及ぶ、だから泊原発の30⁺圏以内の住民に対しては危険が及ぶことが明らか。250圏まで危険性が及ぶか判断できないが避難計画が定められている30⁺圏内の人には、津波が来たときに安全性が保たれない、放射性物質が及ぶ可能性があると差し止めを認めるとなる。

燃料撤去について危険性はあると言っている。撤去は人格権が及ばないようなことが実現できるかの疑問が提示、活断層は判断する理由がないという事だと思う。

斉藤武一（原告団長） 原告団長・道民・地元の一人として素直に喜びたい。差し止めは再稼働が遅れることを意味する。北海道に原発がない第一歩だと3時に記された。

苦勞を乗り越えて10年で、いろいろ問題点があるが、原発ない北海道をめざせる。今日の差し止め判決は画期的、喜ぶしかない。10年前、この紙芝居を持って札幌のキリスト教会に行った。ここが原点。小野有五先生が駆けつけてくれた。一人ひとりに腰をかがめながら、原告になりましたかと声をかけパンフレットを渡してくれた。

全道各地に紙芝居で十勝、釧路、網走、函館とか行くと原告の方がいる。原告という言葉は、魔法のような言葉です。知らない人が原告ですと言ったら、お互い頑張りましょうと、これが最高。泊原発を止めるためにも長生きするテーマがある。

北電は3号機増設の時、北電の内部で割れていた。国に無理やり泊原発造れと言われていた。核のごみのグル作戦なのです。北海道に原発が無かったら核のごみいらないとみんな反対する。

原発が出来てしまうと全国の核のごみを北海道に埋めてもいいというグル。国、権力の圧力はもの凄い。逆らうこと出来ないから、時間稼ぎの作戦。北電の内部は、ぐちゃぐちゃと言いたい。

市川守弘（原告弁護団長） 全国の審査待ちの原発に少なからずの影響を与えるのではないか。裁判所が規制委員会の代わりにとつと判断すべきと考えている。

田中宏（原告弁護士） 北電は裁判所をなめていた。伊方の最高裁判決のように原子力規制委員会が審査をして合格したら、手続きが著しく欠落がない限り、その結論を尊重する流れがあった。時間かかっても裁判所は原子力規制委員会がOKを出せば否定することはないと先延ばしをやってきた。

海底の活断層の話の時、北電は、真摯に裁判に向わず安心して先延ばし。裁判長が結審と言いきりしたわけ。

小野有五・北大名誉教授（原告） 嬉しい判決だった。北電が規制委員会の方ばかり見ていた。5年前に規制委員会が再稼働を認めさせる直前までいったことが一番のピンチだった。政府は、ある原発は再稼働させようという方針。それが専門家に言われて慎重になつてくれた。

菅政権が海外で二酸化炭素を減らすと宣言した。それは良いが経産省は既存の原発は動かすと方針転換した。規制委員会の態度もガラリ変わり、再稼働させるよう指導をしているが、今日の判決は力を呼ぶ。

市川守弘（原告弁護士団長） 250^{キロ}圏は、厳密に考えなければならない。核燃料の冷却が失敗した場合の250^{キロ}。

裁判所は再稼働する場合は30^{キロ}圏、使用済み核燃料をどうするかは250^{キロ}圏、移転する場合どうするか？ しかし使用済み核燃料は危険ですと言っている。250^{キロ}圏というのは不満ですが、より精査して再稼働との関係でどうなのか。

控訴については、今の判決を確定させたい、再稼働させない。控訴審も早くさせたい。

マシオン恵美香（原告・脱原発を目指す北電株主の会） 株主として、二度と原発を動かさず、一刻も早く廃炉にすることが、最も安定的で経済的であることを訴えていく。

（佐野 周二）

◇読者からのおたより◇

戦争下の参院選 ロシアによる隣国ウクライナへの武力侵略（2月24日）を契機に、安倍晋三元首相による「米国核兵器の日本配備による核共有」論発言（2月27日、その後日本維新の会も同調）や紛争当事国ウクライナへの日本政府による防弾チョッキ等武器輸出（3月8日決定）、最近では6月6日、海上自衛隊艦艇が地中海で対ロシア包囲の軍事同盟であるNATO軍と共同訓練を実施するなど、軍事力強化の声の高まりとともに、紛争当事国への軍事的加担が国民的議論なしに行われている。

一方で、バイデン米大統領は5月23日、日米首脳会談後の会見で、台湾有事の際には台湾を防衛するため、軍事的に関与すると表明。岸田文雄首相も「インド太平洋・東アジアで、力による一方的な現状変更を許さない」と述べ、中国への強い警戒感と日米同盟のさらなる強化を強調。首相は「反撃能力（＝敵基地攻撃能力を自民党が中国を仮想敵国として言い換えたもの）」との言葉を初めて使いながら、防衛費の増額を表明。続く5月24日に行われた日米豪印4ヶ国（クアッド）首脳会合は、中国が「インド太平洋版の新たなNATO」と反発する对中国の集団防衛的な世界であり、台湾をめぐる米中の対立が先鋭化する中、日本は中国にとって潜在的な敵対勢力になりつつある（5月25日「朝日」）。

日本は岸田首相の下で、ウクライナや台湾の問題をきつかけに、ますます世界の分断化に加担し、戦争当事国になってしまふ恐れを強めている。ウクライナの現状を見ればわかるように、「防衛力」で国の平和は守れない。防衛力＝軍事力の強化は、国家間のさらなる緊張を招き、戦争の危機を強めるだけである。米国の尻馬に乗って、日本は東アジアに無用な緊張を作り出してはならない。

日本の平和は、平和憲法の下で政治家が粘り強く東アジア各国と平和外交を進めることでしか成り立たない。

6月22日公示される予定の参院選挙では、憲法改悪、自衛隊増強を許さない政党・候補者を支持したい。自民党に改憲ができる安定した三年間を与えてはならない。

『国労上野反合研』討議資料No.228 2022年6月11日発行

田沼武能と向坂逸郎 今朝6月3日の新聞『朝日』13版27頁に、写真家の田沼武能氏が亡くなられたことが大きく取り上げられています。目を通していただけますと幸いです。

手許にフォトエッセイ集『わが心の残像』（文芸春秋、1991年）という田沼氏の作品があります。この書籍、ご存じでしょうか。あとがきにの結びは「私がこの四十年間余に出会い、人物写真撮影した方はすでに千五百人を超えている。今回はその中から百十人にご登場いただき、印象のありのままを綴らせていただいた。『一日の師をも疎んずべからず』の格言をもち出すまでもなく、私の師は数えられない。その一端であるにせよ、私なりの感動を伝える場として本書を上辞した次第である。」、とあります。

登場する百十人は、各分野で日本史に名を刻む人たちですが、何と言ってもその中の「向坂逸郎」は、私にとっては重要な存在です。歴史科学者でもう一人の登場者が「小泉信三」、向坂先生が信用できると言っている論敵であります。

そんなわけで、近々、『通信』の読者に田沼氏の見た向坂逸郎を紹介してみようと思っています。

机の回りが散らかりすぎて、かたずけて掃除するのも難儀です。（6月3日 信州松本 中澤秀行）
5人組 資料を送っていただき、ありがとうございます。トヨタの労使関係は、まさに資本版の「5人組」ですね。

私が所属していた全通釧路地区本部でも「5人組」を組織して、班、職場委員会（班長会議）、分会、支部と、現場からの意見集約や交流、団結作りに力を入れて、組合員一人ひとりが組合活動を実感できていました。それが、今は・・・という状況です。そこで遅まきながら、支部の執行委員会に「ミニ学習会」（15分程度）を持ち込んで、基礎学習を実践中です。

労働運動、社会主義運動の再構築には相当な時間がかかりそうですが、小さな取り組みの積み上げと、小さな団結を全国各地でつくっていかない限り、展望を切り開くことはできないですね。その一翼になれるよう、微力ですが頑張ります。猛暑日が続いていますが、どうぞくれぐれもご自愛ください。

（2022年6月27日 北海道 しれとこたろう）

仙台高裁判決の勝利が確定 2022年3月7日、最高裁第三小法廷が、東電の上告受理申立てを棄却し、不受理とする決定をしました。その結果、私たちが2020年3月12日に得た仙台高裁判決の勝利が確定しました。仙台高裁判決の第一の特徴は、東電の「悪質性」を厳しく指摘したものでした。また、不満の残る慰謝料ではあるが、地域に応じて、一人120万円から250万円の慰謝料が支払われることになりました。

この裁判は、2011年3月11日の福島第一原発事故のために、避難指示による強制避難を強いられた福島県相双地域の住民216人が、東京電力を被告として、「故郷の喪失（剥奪）」等に対する賠償を求めて提訴したものである。「復興」の宣伝ばかりが強調される中で、被害の長期化・深刻化という現実を明らかにして、生活再建を可能とするだけの正当な賠償を実現することを目的にした闘いでありました。仙台高裁判決の確定にともない東電へ謝罪を求めようやく実現することとなりました。

『原発事故被害者相双の会』No.122 2022年7月1日発行